

【健康な生活を送るために】



1 保健室では・・・

- 健康診断，身体測定，保健指導，健康相談，応急処置などを行います。
- お子さんの体と心について，知ってほしいことや学校生活で配慮することがありましたら遠慮なくお知らせください。
- 「健康の記録」（定期健康診断・身体測定・視力検査の結果等）を学期ごとに持ち帰りますので，ご活用ください。

*学校での「薬」（内服薬）の扱いについて

学校は医療の場ではないので，原則として医療用医薬品を使用する行為はできません。
医師の指示より，内服薬を持参する場合は，保護者の責任において必ずその旨を担当（学校）に連絡してください。
（*市販の薬は不可）
内服薬の保管については，児童本人の所持保管とします。

2 健康観察について

○家庭での健康観察

登校前のご家庭での健康観察をお願いします。

咳、鼻水、咽頭痛 食欲がない 気分が悪い 吐き気がする 顔色がよくない
頭痛や腹痛がある 等

- * 欠席の連絡は，必ず始業までをお願いします。
- * 現在，新型コロナウイルス感染症拡大防止のために毎朝，健康観察カードを記入し，登校時に提出いただいております。
- * 「早寝・早起き・朝ごはん」を家庭でも徹底させてください。

○学校での健康観察

毎日始業前，担任が健康観察を行っています。



3 出席停止について

☆次の病気（感染症）にかかった場合は，欠席ではなく「出席停止」扱いになります。

【出席停止の対象となる感染症】（学校保健安全法施行規則 第18・19条より）

- * インフルエンザ及びインフルエンザ様疾患 * 百日咳 * 麻疹（はしか）
 - * 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） * 風疹（三日ばしか）
 - * 水痘（水ぼうそう） * 咽頭結膜熱（プール熱） * 結核
 - * その他：溶連菌感染症等，医師が出席停止の指示をした感染症
- ※新型コロナウイルス感染症に関する欠席（地域の感染状況により対応が変わりますので，その都度，学校へご相談ください。）

- 診断がはっきりした時点で，出席停止証明書を学校に提出してください。
- 治癒後は登校許可または出席停止解除の証明書をもらって登校してください。
- インフルエンザについての証明書は，1枚ものとなっています。
- 証明書は，各医療機関（尾道市内の場合）にあり，無料で書いていただけます。松永方面（福山市）に受診の場合は，尾道市の証明書をお渡ししますので，学校に申し出てください。

4 健康診断について

【定期健康診断の項目】

身長、体重、視力、聴力、色覚（*希望者）

内科健診（結核健診・脊柱側弯検査・運動器健診を含む）

眼科健診・耳鼻科健診・歯科健診

尿検査・心電図検査（1・4年）

これらの項目について4～6月末にかけて実施します。



【学校医の先生方】

内科	宇根 知香（宇根クリニック）	高須町4773-1	TEL 47-4111
内科	小倉 敏（おぐら小児科）	高須町4803-8	TEL 20-2370
歯科	宮本 隆正（みやもと歯科）	三軒家町14-9	TEL 22-8211
歯科	田中 繁和（田中第二歯科医院）	栗原町9650-61	TEL 24-2888
歯科	三藤 聡（三藤歯科医院）	門田町2-39	TEL 23-5533
耳鼻科	宮野 良隆（みやの耳鼻咽喉科）	高須町5737	TEL 47-3387
眼科	湯浅 久美（ゆあさ眼科）	栗原町5901-1	TEL 24-2412
薬剤師	別所 千枝（尾道総合病院）	平原1丁目10-23	TEL 23-3214

*アレルギー対応について

尾道市では平成21年度より、アレルギーを持っているお子さんについて、学校生活において何らかの対応をする場合、「学校生活管理指導表」アレルギー疾患用（医師の証明）を学校に提出していただき、お子さんの学校生活が安心安全なものとなるよう適切な対応を行うため、個別のアレルギー取組みプランを作成することになっております。

【例】食物アレルギー・気管支喘息・・・等

さらに、平成24年度からは尾道市のアレルギー疾患に対する取組みマニュアルと手引きに基づき、家庭からの申請方式を導入することになりました。

☆「アレルギー疾患児童生徒の実態調査」を受けて、アレルギーについて何か配慮や対応が必要な場合は、さらに「学校生活管理指導表」アレルギー疾患用等の関係書類をお渡ししますので、2月23日（木）までに病院を受診され、必要な書類を学校まで提出して下さるようお願いいたします。提出は2月24日（金）新1年生物品販売の日をお願いいたします。

【食物アレルギーの学校給食における対応】（尾道市）

- ① 除去食を提供する。（副食から鶏卵と牛乳の除去）
- ② 本人が除去する。
- ③ 献立によって代替りのもの（主食・副食等）を持参する。
- ④ 飲用牛乳を中止する。

5 日本スポーツ振興センターについて（*別紙パンフレット参照）

- 学校の管理下（登下校を含む）で起きた災害について、治療費や見舞金が給付される相互扶助組織で、災害給付は、治療を受けた翌日から治療の続く限り（10年間）請求できます。
- 給付金・・・窓口で1500円以上を支払ったケガに対して総医療費の4割支給
 - *自己負担金（3割）+見舞金（1割） 実際の自己負担はなし
- けがをしてから2～3ヶ月後に支給され、その間は立て替えていただくようになります。
- 入学後全員加入。同意書は在学中有効（*令和5年度掛金460円）
- 学校管理下でのけがで、帰宅後に病院に受診された場合は、必ず担任に連絡してください。
- 医療費請求の手続きは、学校で行います。病院等の領収書の提出は不要です。

【給付が受けられない場合】

- 学校管理下でない場合 ○保険点数が足りない場合（500点未満）
- 交通事後等、損害賠償が受けられる場合



- ★学校管理下のけがについては、乳幼児等医療（*中学3年生まで対象）をお持ちでも、保険点数が達していれば、日本スポーツ振興センターを優先します。（*尾道市は日本スポーツ振興センターと乳幼児等医療との併用はできませんので、注意してください。）
- ★原則、日本スポーツ振興センターは保護者の方の申請方式となっています。学校の管理下においてケガをして病院受診した場合には、必ず学校にご連絡くださるようお願いいたします。

6 緊急時連絡カードについて

- 学校でケガをした時、体調が悪くなった時、保護者の方に連絡する際に使用します。緊急連絡先・かかりつけの病院・保険証番号・保険証の写し（コピー可）などを正しく記入してください。（*記入例を参照の上、記入もれのないようお願いします。）

7 その他

- 2月17日に就学時健康診断（視力・聴力）を行います。つきましては、ご家庭でも視力検査のやり方を練習しておいてくださるようお願いいたします。（*別紙参考）



★丸い輪（ランドルト環）のどこが切れているかを指できちんと伝えられるように練習をお願いします。